

高知労働局発表  
令和元年9月5日(木)

## 【照会先】

高知労働局労働基準部  
賃金室長 三宮 健朗  
高知市南金田1番39号  
電話 088-885-6024

## 高知県最低賃金の改正について

- ・ 高知県最低賃金 時間額 790円
- ・ 効力発生日 令和元年10月5日

### 1 高知県最低賃金の時間額を令和元年10月5日から790円に改正

高知労働局長（古田 宏昌）は、高知地方最低賃金審議会（会長：近藤 啓明 弁護士）の答申に基づき、高知県最低賃金の現行の時間額762円を令和元年10月5日から時間額790円（引上額28円、引上率3.67%）に改正する旨を決定し、本日の官報に公示しました。

### 2 引上げは、平成17年度から15年連続 引上げ額は、昭和50年以来の大幅な引上げ

高知県最低賃金は、平成17年度から15年連続の引上げとなりました。引上げ額は、昭和50年以来の大幅な引上げとなる28円となりました。

### 3 高知県最低賃金は、県内すべての労働者と使用者に適用

- (1) 高知県最低賃金は、産業や職種にかかわらず高知県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）と労働者を1人でも使用しているすべての使用者に適用されます。
- (2) 最低賃金の対象となる賃金には、①臨時に支払われる賃金 ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金 ③時間外、休日労働等に対して支払われる割増賃金 ④精皆勤手当、通勤手当及び家族手当は含まれません。

### 4 高知労働局の今後の取り組み

- (1) 高知県最低賃金額の改正について、リーフレット配布やポスター掲示、高知労働局ホームページに掲載して周知を図るとともに、県及び市町村等に対し広報誌への掲載協力依頼などを行います。
- (2) 高知県最低賃金額の引上げにより影響を受ける中小企業・小規模事業者に対して労働生産性の向上を支援するための業務改善助成金の活用など、企業内最低賃金引上げに向けた対策を実施します。

【参考：高知県最低賃金額及び対前年上昇率、上昇額】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
最低賃金額	677円	693円	715円	737円	762円	790円
対前年度上昇率	1.96%	2.36%	3.17%	3.08%	3.39%	3.67%
対前年度上昇額	13円	16円	22円	22円	25円	28円